

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法、地方税法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険税を徴収している。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 (1)国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証(兼高齢受給者証)、被保険者資格証明書等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 ⑦県内住所異動に係る資格継続 ⑧県内住所異動に係る高額該当回数の引継 ⑨公金受取口座の利用を希望する受給者の口座情報の確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と医療保険者等向け中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル、統合宛名ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、第1の30の項及び第1の101の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条及び第74条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項、別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 <別表第二における情報提供の根拠> 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120.121 <別表第二における情報照会の根拠> 42.43.44.45

②法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境課
②所属長の役職名	市民環境課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、宛先と違う者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月5日	I 1②	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険税を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、<u>情報提供</u>	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険税を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 ⑦県内住所異動に係る資格継続 ⑧県内住所異動に係る高額該当回数の引継 <u>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二</u>	事前	国民健康保険広域化に伴うシステム改修
平成29年6月5日	I 1③	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合(国保集約)システム、統合宛名システム、中間サーバー	事前	国民健康保険広域化に伴うシステム改修
平成29年6月1日	II 1いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II 2いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年7月9日	II ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月9日	II ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民環境課長 奥田英彦	市民環境課長	事後	
令和1年6月18日	II ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	II ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	II ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月8日	II ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年10月19日	I 1②	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険税を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 ⑦県内住所異動に係る資格継続 ⑧県内住所異動に係る高額該当回数の引継 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・国民健康保険法、地方税法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険税を徴収している。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定	事後	事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月19日	(前項の続き)	—	(前項の続き) ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 ⑦県内住所異動に係る資格継続 ⑧県内住所異動に係る高額該当回数の引継 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システム	事後	—
令和2年10月19日	I 5	番号法第9条第1項、別表第一項番30	番号法第9条第1項、別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法第9条第1項、別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月19日	I 6②	番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45	番号法第19条第7号 ＜別表第二のおける情報提供の根拠＞ 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 .78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 ＜別表第二のおける情報照会の根拠＞ 42.43.44.45 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）	事後	事務の追加による
令和3年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	II ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	II ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 1②	(略) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 ⑦県内住所異動に係る資格継続 ⑧県内住所異動に係る高額該当回数の引継 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) (略)	(略) (1)地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険税の賦課・徴収 ⑦県内住所異動に係る資格継続 ⑧県内住所異動に係る高額該当回数の引継 ⑨公金受取口座の利用を希望する受給者の口座情報の確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符	事前	情報ファイルの追加による
令和4年12月28日	I 2	国民健康保険被保険者ファイル、統合宛名ファイル	国民健康保険被保険者ファイル、統合宛名ファイル、口座登録・連携ファイル	事前	情報ファイルの追加による
令和4年12月28日	I 3	番号法第9条第1項、別表第1の30、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項、別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、第1の30の項及び第1の101の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条及び第74条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項、別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年12月28日	I 4②	番号法第19条第8号 <別表第二における情報提供の根拠> 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (略)	番号法第19条第8号 <別表第二における情報提供の根拠> 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120.121 (略)	事前	情報ファイルの追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	Ⅱ ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	I 1 ②(1)②	(略) (1) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報に次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還	(略) (1) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報に次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証(兼高齢受給者証)、被保険者資格証明書等の各種証明書の交付・再交付・返還	事後	保険証名変更
令和5年6月1日	Ⅱ 1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年12月22日	I 1 ②	(略) (1) 国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報に次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証(兼高齢受給者証)、被保険者資格証明書等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③ 保険給付の支給 ④ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤ 保険給付の一時差止め ⑥ 保険税の賦課・徴収 ⑦ 県内住所異動に係る資格継続 ⑧ 県内住所異動に係る高額該当回数引継 ⑨ 公金受取口座の利用を希望する受給者の口座情報の確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー間で情報提供を行う場合、各機関は情報の取扱いに留意する。	(略) (1) 国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報に次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証(兼高齢受給者証)、被保険者資格証明書等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③ 保険給付の支給 ④ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤ 保険給付の一時差止め ⑥ 保険税の賦課・徴収 ⑦ 県内住所異動に係る資格継続 ⑧ 県内住所異動に係る高額該当回数引継 ⑨ 公金受取口座の利用を希望する受給者の口座情報の確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と医療保険者等間で情報提供を行う場合、各機関は情報の取扱いに留意する。	事後	中間サーバーの名称変更
令和5年12月22日	I 1 ③	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	国保情報集約システムの追加及び中間サーバーの名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	2) 十分である (判断の根拠) ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、宛先と違う者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	事後	様式変更による追加
令和7年6月1日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和7年6月1日	Ⅳ－11 当該対策は十分か【再掲】	－	(判断の根拠) ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。	事後	様式変更による追加